

新 旧 対 照 表

(立竹木調査算定要領)

改 正 後	現 行
<p>(第1条 略)</p> <p>(立竹木の区分)</p> <p>第2条 調査算定にあたり、立竹木は表1のとおり区分するものとする。</p> <p>表1 「区分」「庭木等」の「判断基準」 (前略)</p> <p>A 鑑賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、<u>株物、玉物、生垣</u>、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。 (後略)</p> <p>(調査)</p> <p>第3条 立竹木の調査は、次の各<u>号</u>により行うものとする。</p> <p>一 庭木等の調査</p> <p>(一) 所有者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号(寄植及び連植であって同樹種、同寸法のもの、同番号とする。)を付すものとする。</p> <p>(二) <u>庭木等</u>の調査は、表2により行うものとする。 (表2～(三) 略)</p> <p>(四) 管理の状況は、表3により判断するものとする。</p>	<p>(第1条 略)</p> <p>(立竹木の区分)</p> <p>第2条 調査算定にあたり、立竹木は表1のとおり区分するものとする。</p> <p>表1 「区分」「庭木等」の「判断基準」 (前略)</p> <p>A 鑑賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木(針葉樹及び広葉樹)、<u>株物類、玉物類、生垣用木</u>、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。 (後略)</p> <p>(調査)</p> <p>第3条 立竹木の調査は、次の各<u>項</u>により行うものとする。</p> <p>一 庭木等の調査</p> <p>(一) 所有者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号(寄植及び連植であって同樹種、同寸法のもの、同番号とする。)を付すものとする。</p> <p>(二) <u>庭木</u>の調査は、表2により行うものとする。 (表2～(三) 略)</p> <p>(四) 管理の状況は、表3により判断するものとする。</p>

表3 管理状況の判断基準

「区分」「良い」の「判断基準」

年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹形が整っているもの
（後略）

（五）植生の状況は、表4により判断し、面積の計測結果に、それぞれ植生の状況に応じた率を乗じ、数量を算出するものとする。

表4

（前略）

「率」「0.50」の「植生の状況」

一群に雑草の混入・裸地部分が1/2程度までの場合

（六）～第3条第二号（一）（二）略

（三）運用方針第4第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、概ね10年以上間伐等を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林をいい（下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1haあたりの植栽本数が、2齢級（10年）以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合）、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。

（第3条第二号（三）ア～第5条 略）

（図面）

第6条 立竹木の図面は、第3条の調査結果を基に作成するものとし、作成する図面の種類は、次の各号のとおりとするものとする。

- 一 立竹木配置図（庭木等）
- 二 標準地位置図等（用材林）
- 三 写真撮影方向図
- 四 その他必要な図面

2 立竹木の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。

- 一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線

表3 管理状況の判断基準

「区分」「良い」の「判断基準」

年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの
（後略）

（五）植生の状況は、表4により判断し、面積の計測結果に、それぞれ植生の状況に応じた率を乗じ、数量を算出するものとする。

表4

（前略）

「率」「0.50」の「植生の状況」

一群に雑草の侵入・裸地部分が1/2程度までの場合

（六）～第3条第二号（一）（二）略

（三）運用方針第4第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、概ね10年以上間伐等を施しておらず、適切な立木密度が確保されていない山林をいい（下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1haあたりの植栽本数が、2齢級（10年）以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合）、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。

（第3条第二号（三）ア～第5条 略）

（図面）

第6条 立竹木の図面は、第3条の調査結果を基に作成するものとし、作成する図面の種類は、次のとおりとするものとする。

- 一 立竹木配置図（庭木等）
- 二 標準地位置図等（用材林）
- 三 写真撮影方向図
- 四 その他必要な図面

3 立竹木の図面は、原則として、次により作成するものとする。

- 一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線

を赤色の実線で記入する。

- 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格 A 列 3 番横とする。
 - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
 - 四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
 - 五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。
 - 六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- (第 6 条第 3 項～第 7 条 略)

(庭木等の補償)

第 8 条 運用方針第 1 7 の 2 第 2 項に規定する移植に通常必要とする費用のうち移植に伴う枯損等により通常生ずる損失額は、表 6 を適用して求めるものとする。

表 6 略

2 運用方針第 2 0 の 2 第 2 項に規定する庭木等の正常な取引価格は、庭木等の用途、樹勢及び剪定その他の管理の状況に応じて、表 7 を適用して求めるものとし、風致木については表 8 を適用して求めるものとする。

(表 7、表 8 略)

(第 9 条～第 1 0 条 略)

(様式第 1 号立竹木調査表 略)

様式第 2 号 立竹木補償額算定表 算定者

(様式第 3 号 管理程度補正率判定表 略)

を赤色の実線で記入する。

- 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格 A 列 3 版横とする。
 - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
 - 四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
 - 五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。
 - 六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- (第 6 条第 3 項～第 7 条 略)

(庭木等の補償)

第 8 条 運用方針第 1 7 の 2 第 2 項に規定する移植に伴う枯損等により通常生ずる損失額は、表 6 を適用して求めるものとする。

表 6 略

2 運用方針第 2 0 の 2 第 2 項に規定する庭木等の正常な取引価格は、庭木等の用途、樹勢及びせん定その他の管理の状況に応じて、表 7 を適用して求めるものとし、風致木については表 8 を適用して求めるものとする。

(表 7、表 8 略)

(第 9 条～第 1 0 条 略)

(様式第 1 号立竹木調査表 略)

様式第 2 号 立竹木補償額算定表 調査者

(様式第 3 号 管理程度補正率判定表 略)